

○議案第51号 守口市地区コミュニティセンター条例案

□□□審議経過□□□

＝（仮称）地域コミュニティ拠点施設整備等特別委員会報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、去る12月議会において、当委員会に付託され、その内容といたしましては、地域における市民の相互交流を促進するなど、多様化する地域住民のニーズに対応するため、平成28年4月1日から、公民館、地区体育館及び教育文化会館を廃止のうえ、これら公民館等を、地区コミュニティセンターとして設置しようとするため条例を制定しようとするものであります。

まず、本委員会において、本案の審査を行うことと相成りました経緯について申し述べます。理事者においては、地域コミュニティ拠点施設基本計画の中で、拠点施設は既存公共施設等と連携することが必須であるとうたわれていること、また、公民館は、地域住民が必要とする総合型の施設として更新することが望ましいなどとされている社会教育関係施設更新の基本方針を踏まえ、昨年度、「拠点施設と既存公共施設との関係などについて（たたき台）」が取りまとめられ、拠点施設3館整備時には、一部の公民館、地区体育館を（仮称）地区コミュニティセンターとして活用する方向性が示されたわけであり、議会においては、公民館等の既存公共施設を集約・再編、廃止し、新たなコミュニティ拠点施設等を整備することは、各常任委員会の所管に関わる事項であり、市民にとって、より良い地域活動の場としての地域コミュニティ拠点施設等のあり方について、より効果的かつ体系的に調査・審査していくため、本特別委員会が設置されたわけであり、

本委員会は、設置以降、理事者の計画、検討内容等を勘案し、拠点施設、（仮称）地区コミュニティセンター等の役割分担、公民館等の機能確保、（仮称）地域コミュニティ単位協議会の役割などに論点を整理し、調査を行ってきたところであります。調査の中では、単位協議会の組織構成や設立に向けた進捗状況、あるいは、拠点施設等の各施設間、また、単位協議会等の組織間の関係性、各々の役割など、今後の地域コミュニティがどのように形成されていくのか、その全体像について議論を行ってきたわけであり、

この調査の途上であったにもかかわらず、去る12月議会において、本案が提案されましたことは、本委員会といたしまして、遺憾ではあったものの、これまでの調査活動における議論も一定、踏まえつつ、慎重に審査を行ったところであります。

12月11日の委員会においては、調査活動においても議論が集中していた、拠点施設と地区コミュニティセンターとの関係性や公民館から地区コミュニティセンターへ転換以降、地域活動の主体となる単位協議会設立に向けた状況などに議論が及んだわけであり、理事者からの明瞭な答弁に欠け、議論がかみ合わず、結論を得られる見込みがないため、継続して審査を行うことと決定したところであります。

その後、閉会中の1月19日、さらには、2月4日に委員会を開催し、引き続き、審査を行ったところであり、理事者からは、拠点施設に対し補完館とされる地区コミュニティセンターは、拠点施設が担うとされている機能の一部を有するものとし、公民館等で実施されている事業は継承することで、公民館が担ってきた社会教育機能を担保しつつ、社会教育以外の福祉や防災などの事業を付加していく旨の考えが示されたところであります。また、単位協議会については、市として、すべての地域における平成28年4月1日の設立に向け最大限努力していくとの意思表示がなされたわけであり、

このような理事者の考えが披瀝されたことを受け、本委員会といたしましては、まず、単位協議会については、具体的に準備が進められている地区は、19小学校校区のうち13校区であることから、地域へのより積極的な説明を行うなどし、今後とも設立に向け格段の努力を傾注されたいこと。また、想定する多様な団体、市民が参画するための働きかけ、さらには、設立後のきめ細やかな運営支援に鋭意取り組まされたいこと。次に、施設の管理・運営については、平成29年度から、今後、設置予定の拠点施設を含め、東部、中部、南部のエリアごとに指定管理を行う予定としており、平成28年度は、嘱託職員等を配置し、市の直営で運営することであるため、これまでの正規職員による管理・運営体制を変更することから、地域住民などの施設利用に際し、人員配置に配慮するなど遺漏なきよう対処し、公民館からの円滑な移行を図られたいとの希望意見を付し、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、真崎委員におかれましては、本案は、指定管理での運営を予定している拠点施設が設置されていない中、平成28年度限りの条例に過ぎず、施設での社会教育機能等も条例において担保されていないなど、条例自体が十分に検討されていないことが明らかとなり、審議に値するものではないと言わざるを得ず、平成28年4月1日の単位協議会の立ち上げが危ういと言いながらも、条例のみが施行されるというやり方は危惧するものであるとの理由により反対の意を表明され、池嶋委員におかれましては、審査の中で、不安定な点が多々見受けられ、平成28年度は直営で運営するならば、拠点施設が設置されるまで、もう1年、時間をかけ慎重に条例を見直すべきであり、このままでは見切り発車となり、市民に多大な迷惑をかけることとなるとの理由により反対の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。